

会社制度が変わり 有限会社法がなくなる

先の国会で商法の改正とそれに伴う関連法令の整備に関する法律が制定されました。この法律は、7月26日に公布され、18年5月から施行されます。それまでは今までどおりです。

□有限会社はどう変わるか

有限会社法はなくなりますが、法律施行の際に現存する有限会社は新法の株式会社の特例的存在として扱われます。しかし、商号の中に有限会社という名称を使用しなければいけません。その他は、ほぼ従来と変わりませんが、今までの「出資者」は「株主」となります。

□株式会社は商法の適用が二つに分かれる

株式会社は大きく分ければ、閉鎖会社と公開会社の二つに分かれます。

閉鎖会社とは定款において株式譲渡制限を設けている会社をいい、公開会社とはそれ以外の株式会社をいいます。

この両社の商法の適用の違いを比較します。

項目	閉鎖会社	公開会社
取締役の任期	最長10年	最長2年
取締役数	1人以上	3人以上
取締役会の設置	任意	必要
代表取締役の設置	任意	必要
監査役を設置	任意	必要
決算の公告	必要	必要

以上のように、株式会社の閉鎖会社と有限会社との差は、有限会社は取締役の任期が無期限なのに、閉鎖会社は10年という点と公告を除けば殆ど同じです。

□有限会社から株式会社への変更は

有限会社と言うより、株式会社と言った方が何となく格好がいいように見えるが、設立と、その後の手続きがわずらわしい。まあ、有限会社にしておこう、という会社もあったかと思えます。しかし、改正法施行後は根拠法が株式会社であり、実質は株式会社なのですけれども、商号には有限会社を付けなければなりません。そこで、有限会社と株式会社の差がないのであれば、

年末調整

○年末調整は、本年中に徴収した税額と給与総額に対する年税額とを比較して、過不足額を精算するものですから、まず、本年中の徴収税額と給与総額をそれぞれ集計します。ただ本年最後に支払う給与や賞与の源泉徴収税額の計算を省略して、「0」として集計することもできます。ただし、不足額を翌年に繰り延べて徴収する人の場合は通常計算が必要です。



この改正法施行を機会に株式会社にしようという考えも出てきますが、しかし、特例により株式会社として存続はしますが、商号に「有限会社」が付いていますから、単なる商号の変更ではなく、一旦、旧有限会社を解散して、株式会社の設立登記が必要になります。

□最低資本金制度はなくなります

有限会社300万円、株式会社1,000万円という最低資本金制度がありますが、改正法では1円以上となり、実質的に資本金は必要なくなります。

□会計参与制度が設けられました

- ① 会計参与とは、株主総会により選任され、専門的知識を有する者として取締役・執行役と共同して計算書類を作成すると共に、その計算書類を、取締役・執行役とは別に保存し、株主・会社債権者に対して開示することを職務とするもので、新設された株式会社の新しい機関です。
- ② 会計参与を置くかどうかは、会社の規模に関係なく任意です。しかし、金融機関等から借入金があれば、恐らく「会計参与」を置くように要請されるのではないかと考えられます。
- ③ 会計参与を置く場合は、会計参与と社長さんとの間で粉飾決算はしない。というような約束が必要になるのではないかと考えられます。